第百五十八条の二十一　相続人申出をする場合において、申出人が申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所を確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

一　出生の年月日

二　氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

第百五十八条の二十二　相続人申出をする場合において、申出人が相続人電子申出における相続人申出等情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

（相続人申告事項）

第百五十八条の二十三　法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登記の目的

二　申出の受付の年月日及び受付番号

三　登記原因及びその日付

四　所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

五　中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ　中間相続人の氏名及び最後の住所

ロ　中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨

ハ　所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

2　登記官は、相続人申告登記によって二回以上の相続についての相続人申告事項を所有権の登記に付記するときは、当該相続ごとにこれを付記するものとする。

第三目　相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記

（相続人申告事項の変更又は更正の申出）

第百五十八条の二十四　相続人申告事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があったときは、その相続人申告事項に係る相続人申告名義人又はその相続人は、登記官に対し、相続人申告事項の変更又は更正を申し出ることができる。

2　前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一　登記原因及びその日付

二　変更後又は更正後の相続人申告事項

3　第一項の規定による申出をする場合には、相続人申告事項について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（相続人申告事項の変更又は更正の申出における相続人申出等添付情報の省略）

第百五十八条の二十五　前条第一項の規定による申出の申出人が相続人申出等情報と併せて申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所について変更若しくは錯誤若しくは遺